

財務省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
2	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		<p>○ 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの入来や、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確かめるかについて、具体的に示していただきたい。</p> <p>○ CIQ業務の経験豊富な国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	C	<p>対応不可</p> <p>○ 税関では、国際ビジネス機の入来につき、現行でも、以下の通り臨機応変に対応できる体制を整備しており、権限の委譲は適切ではないと考えます。 税関では、佐賀空港から車で1時間程度の距離にある三池税関支署や久留米出張所などの近隣官署に、空港業務に対応可能な職員を28名配置しています。 また、税関担当者の携帯電話番号を航空会社等に周知しているほか、税関事務所への電話連絡は職員が不在であっても税関担当者の携帯電話に転送されるシステムとなっているなど、いつでも、直接、税関担当者と連絡が取れる体制を整えており、休日や深夜、早朝の国際ビジネス機の入来や直前での到着時間の変更であっても、税関は国際ビジネス機の到着時間に合わせ体制を整えることが十分可能です。 なお、日本再興戦略や観光立国といった国の重要政策を踏まえ、税関では、平成2年度定員増求において180人の増員要求を行うなど、訪日外国人旅行者の増加等を契機と地方空港を含めたCIQの変化する体制整備に真摯に取り組んでいます。</p> <p>○ 以上の通り、権限委譲は適切ではないと考えますが、いただいた意見に対する考え方は以下の通りです。 ・税関退職者を活用し、研修等により能力維持を図る場合でも、税関の指揮・命令を受けない地方公共団体職員が空港の税関業務を行う場合、税関が外雇税関当局から入手した情報の活用や都道府県を踏く犯罪調査等の円滑な遂行に支障が生じ、当該空港を担った不正建築物の密輸増加が懸念されます。 ・法令違反を発見した場合、発見した機関が関係機関へ情報提供、協力を行うのは当然ですが、発見した機関が責任を持ってその後の犯罪調査を行う必要があるものと考えます。 ・WTO協定上の履行義務を達成できるかどうかは、法定受託事務とするかどうかではなく、全国統一的に同等なレベルの税関業務を確保できるかどうかによります。</p>	<p>4【財務省】 (1) 関税法(昭29法1) 国際ビジネス機の入来に伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検査(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。</p>
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記簿転記及び境界決定事務の権限移譲	提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記簿転記及び境界決定事務の権限を市町村に移譲すべきである。	<p>【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。 なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきた境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと、ただし、それが電子化されているのであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。</p>		D	<p>現行規定により対応可能</p> <p>・地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求め一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。</p> <p>・「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を委託に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等にに応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>・権限移譲を進めることに異存はないが、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考える。</p>	
681	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		A	<p>実施</p> <p>融資審査の手続きを簡素化・効率化すべきところのご要望の趣旨は理解するところであり、ご要望の内容を十分に踏まえ、財務省として、必要最低限かつ効率的な融資審査とするよう取り組む所存である。 具体的には、省令改正により、事業費支出状況調からの契約相手方・契約年月日の削除、事業費支出状況調と事業実施調書の統合による提出書類の削減などにより、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることとしたい。</p> <p>ただし、財政融資資金については、財政融資資金法の「確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする」との規定に則った運用を行う必要があり、これを担保するため最低限必要な書類は、融資審査にあたって求めることとする。</p> <p>地方公共団体は、地方債を起債するに当たり、総務省に協議し、財務省は、総務省が地方公共団体に同意するにあり、総務省からの協議を受け同意しているが、その時点では、起債額等、起債事項に係る各種情報は予定情報にとどまる。財務省としては、法の規定に則った運用となっているかどうか、実際に融資実行段階で、確定情報に基づき、審査を行う責務がある。</p> <p>実際、この融資審査段階で、法令に合致しない融資対象が申請され、財務省が借入申込の訂正を求める事例が散見されている。このような地方公共団体の法令に合致しない運用が事前に回避されれば、結果的に地方公共団体の負担軽減に資するものと考えられる。</p>	<p>6【財務省】 (1) 財政融資資金法(昭26法100) 財政融資資金の借入に係る財務大臣への申込み(財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則(昭49大蔵省令42)29条)については、融資審査の手續を簡素化・効率化するため、提出書類について削減等の見直しを行う。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	回答区分欄	回答欄記載上の留意点	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
										意見	
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導、助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を促しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。	
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告、立入検査・指導、助言および勧告・命令に係る事務、権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導、助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を促しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。	現在、各国税局(財務省)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・報告・命令に係る事務、権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導、助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を促しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導、命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者：74、371名、自主回収認定業者：70名(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項50項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道 府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	4【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	【再掲】 4【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入 検査・勧告・命令に係る 事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	【再掲】 4【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管 関係府省庁	提案団体	回答区分欄	回答欄記載上の留意点	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
										意見	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査、指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることが可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査、勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方を調整する。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項50項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。					C 対応不可	<p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p>	<p>4【財務省】</p> <p>(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)</p> <p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。					C 対応不可	<p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p>	<p>【再掲】</p> <p>4【財務省】</p> <p>(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)</p> <p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	<p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p>	<p>【再掲】</p> <p>4【財務省】</p> <p>(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)</p> <p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	回答区分欄	回答欄記載上の留意点	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
										意見	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、報告徴収事業者等への助言、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合符で立入検査を行うとともに、指導、助言、助言、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を助言、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収、立入検査、指導・助言、助言・公表、命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の現状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実に努めている。これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組を行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	エネルギーの使用合理化に関する事務については、情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、国が実施することが適当である。	今回、提案している権限移譲は、並行権限による付与を前提としているため、御指摘されているような情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性からの懸念は解消されると考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項50項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求め。			C 対応不可	本法は、製造事業者等が全国単位で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないことから、移譲の対象とはできない。	4【財務省】 (3)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> 指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの。 	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。</p> <p>また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、助成した上での事務を実施することが不可能となることから、移譲の対象とはできない。</p> <p>今回の九州知事会の提案のように、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、また、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p>	4【財務省】 (2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。